

令和6年度第2回釧路警察署協議会議事概要

1 開催日時

令和6年9月30日(月) 午前10時0分から午前11時45分まで

2 開催場所

釧路方面釧路警察署 大会議室

3 出席者

(1) 協議会委員 10人(定員12人)

会長 簗島 弘幸

副会長 菊池 吉史

委員 梅崎 明生、白田 和史、安藤 祐子、吉村 眞由美、
小畑 由紀、根本 歩、吉田 敦子、須子 波留美

(2) 警察署員 7人

署長 本間 博幸

副署長 菅野 充彦

刑事・生活安全官 大江 正厳

地域官兼地域課長 糸井 俊博

交通官 工藤 敦也

警務官兼警務課長 岡田 雅之

留置管理課長 横山 佳祐

生活安全課長 大森 直樹

刑事第一課長 野澤 豪

刑事第三課長 小林 憲明

交通第二課長 大勝 聡

警務係長(事務局)

会計課長 藤埴 俊尚

地域課長(第三) 田嶋 亮介

刑事第二課長 高橋 彰

交通第一課長 近江 千晶

警備課長 花田 拓生

4 会長挨拶

今年6月以来3か月ぶりの協議会ということで、よろしくお願いします。

今回は警察署からたくさん参加いただいて、さらに、協議会の後に施設見学も予定されているということで、通常に戻った、コロナ禍が明けたなと実感をしております。

本日も忌憚のない御意見を出していただいて、活発な御議論をお願いします。

本日はよろしくお願いいたします。

5 署長挨拶

本日は、御多用中のところ、令和6年度第2回の釧路警察署協議会に御参会を賜り、誠にありがとうございます。

また、平素から、警察行政各般にわたり、深い御理解と御協力を賜り、重ねて、御礼を申し上げます。

早いもので、第1回の協議会から、3か月が経過したところでございます。

後ほど、担当課長等から、御説明をさせていただきますが、極めて残念ですけれども、この3か月の間に、交通死亡事故が発生いたしました。

また、特殊詐欺を始めとした、犯罪の発生も認知しております。

このようなことから、本日の協議事項は、
犯罪の発生状況と防止方策
交通事故の発生状況と防止方策
とさせていただきます。

それぞれ、地域の実情や警察に対する要望・意見等を賜り、今後の警察署運営に反映させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

ここで、前回の協議会におきましても、御質問等がございましたが、近く、釧路市長選挙等の告示が予定されておりますことから、改めまして、警察署協議会委員の公職選挙法上の制限等に関しまして御説明を申し上げます。

協議会委員の身分は、地方公務員法第3条第3項第2号に規定する特別職・非常勤の地方公務員でございます。

先ほど申し上げましたとおり、委員の皆様は、特別職の地方公務員でございます。

地方公務員法第36条の、「政治的行為の制限」の適用は受けませんが、委員がその地位を利用して選挙運動をしたと判断される場合は、公職選挙法第136条の2の規定に抵触する場合もございますので、御留意いただきたく存じます。

この条文につきましては、

※ 公職の候補者又は公職の候補者となろうとする者を、
推薦し、支持し、又は、これに反対する目的を持ってする（なお、公職の候補者又は公職の候補者になろうとする者が主体（つまり、御自身）である場合は、自ら、推薦され、又は支持される目的を持ってするということになります。）1号から5号の行為

は、

禁止行為に該当するものとみなす。

という規定でございます。

1号から5号の行為につきましては、

- 1号が、推薦行為
- 2号が、選挙運動準備行為
- 3号が、後援団体の結成等
- 4号が、文書図書の利用等
- 5号が、利益供与

でございます。

なお、個別の質疑等がございましたら、当署警務係の方に御連絡をいただきますようお願い申し上げます。

改めまして、御挨拶の結びになりますが、本日、御参会の皆様のお健勝を御祈念申し上げ、私の御挨拶とさせていただきます。

本日は、よろしくお願い申し上げます。

6 協議説明

- (1) 犯罪の発生状況と防止対策
- (2) 交通事故の発生状況と防止方策

7 協議内容

- (1) 犯罪の発生状況と防止対策

委員：特殊詐欺、SNS型ロマンス詐欺の認知件数の内、検挙件数はどれくらいありますか。

警察：現時点検挙した事件はございません。

手口から被疑者を特定するための捜査をしておりますが、被疑者の特定につながる情報を入手できておらず、検挙に至っておりません。
現在捜査中となります。

委員：検挙できていないことは、被害者にお金は戻っていないのですか。

警察：検挙されれば請求することはできますが、現時点で検挙されていないので実質的にはそのようになります。

そのため、被害に遭わないことが重要なので、住民の皆さんに犯行の手口を知ってもらうことが一番であると考え、様々な啓発を実施しているところです。

(2) 交通事故の発生状況と防止方策

委員：ハンドサインでストップ運動の対象としている年齢層はどこですか。

警察：全年齢層を対象としております。

この運動の一環として小学生にハンカチを配布したのは、初春期や登下校時間帯に児童被害の交通事故の発生が多いからです。

委員：札幌の事故は2つ手前の信号機を見落とししたり、巻き込まれたりしたことが原因のようですが、このハンドサインでストップ運動は効果があるのですか。

警察：ハンドサインでストップ運動は全道一斉の運動で、事故の発生要因はそれぞれの所属や事故によって異なります。

動画を御覧いただきましたが、運転手への啓発が重要なので、講話等を通じて行っております。

委員：達古武の事故の加害車両はどのくらいの速度で走っていたか分かりますか。

警察：そんなに速くはなく、法定で走行していたとのことなので、時速60キロメートル毎時で走行していたと思われます。

委員：速度が原因ではないということは、水たまりが深かったからですか。

警察：現場を確認しましたが、水たまりは道路がへこんでいることが原因でできたものと思われるので、そういった道路形状が原因の一つであるのと、タイヤが摩耗していたことが原因であったと考えられます。

委員：その話をうかがうと、ハイドロプレーニング現象が原因の可能性はありますか。

警察：その可能性はあります。

委員：次に臨時返納窓口に関してですが、これはこれまでもやっているものですか。また、1箇所当たり何人くらい来ますか。

警察：これまでも実施しております。

また、1日といひましても長くて半日くらいの時間ですが、だいたい2、3人程度の方が来訪します。ほかには、安全運転相談という形で返納する方もいます。

委員：返納の動機は何が多いですか。

警察：市町村の広報や自身の年齢、体力のほか、元々運転しなくなっていたといういわゆるペーパードライバーだったからというのも返納の動機の一つに挙げられます。

また昨年は、立て続けに高齢者運転の車両による交通死亡事故が2件発生しましたが、その報道を見て、返納を決意された方もいたようです。

委員：今年7月、山形県で線状降水帯が発達して豪雨となり、警察官2人が殉職しましたが、釧路でも海溝沿いの大津波が想定されていますが、実際に津波が発生した場合に警察官がそれを確認しに行くことはあるのですか、それとも皆で避難するのですか。

警察：警察官は、職務として地域住民の生命等を守るべき立場と自分の身は自分で守る立場がございます。

今ここで即答はしかねますので、次回、詳細をお知らせすることとさせていただきます。

8 次回開催予定

次回の開催期日については、11月下旬を想定しておりますが、詳細は会長等と協議の上決定いたします。

令和 年 月 日
会 長

㊟

令和 年 月 日
副会長

㊟